



保発第0330004号

平成19年3月30日

都 道 府 県 知 事 }
地方社会保険事務局長 } 殿

厚生労働省保険局長

「保険者番号等の設定について」の一部改正について

標記については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）が平成19年4月1日から施行されることから、「保険者番号等の設定について」の一部を別紙のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

「保険者番号等の設定について」(昭和51年8月7日保発第45号・庁保発第34号)
の一部改正について

1 2の(1)を次のように改める。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の適正医療(第37条の2関係)及び結核患者の入院(第37条関係)

保健所ごとに、平成11年3月19日健医発第456号により定められた結核患者の適正医療及び結核患者の入院についての公費負担者番号をもって、それぞれ当該保健所の公費負担者番号とすること。

2 別添の別表1(3)の表中

結核予防法による	・適正医療(法第34条関係)	を
	・従業禁止、命令入所(法第35条関係)	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による	・結核患者の適正医療(第37条の2関係)	に改める。
	・結核患者の入院(法第37条関係)	